

# ビル等の建築と連携した民間アセットの開放事業

## 建築物件情報登録フォーム利用規約

ビル等の建設と連携した民間アセットの開放事業建築物件情報登録フォーム（以下「本フォーム」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）について、東京都（以下「都」という。）が Microsoft Forms 上で提供する本フォームに関する利用条件を以下のとおり定めます。本フォームを利用するにあたり本規約に同意された方（以下「申請者」という。）のみご利用いただけます。

### 第1条 目的

本フォームは申請者と通信事業者のマッチングを支援し、良好な通信環境の構築を目指すため運用します。

### 第2条 用語の定義

本規約において用いる用語は、次のとおり定義します。

#### 1 通信事業者

携帯電話事業者及び移動通信分野におけるインフラシェアリング事業を営む事業者のうち、「つながる東京」展開方針・3か年のアクションプランに資すると都が判断した事業者

#### 2 個人情報

本フォームを通じて都が提供を受けた、氏名、社名・所属、電話番号、メールアドレスなど、特定の個人を識別できる情報及び建築物件の情報

### 第3条 免責事項

- 1 都は、申請者が本フォームを利用したことにより発生した、申請者の損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、一切の責任を負いません。
- 2 本フォームを利用したことにより発生した、申請者と第三者の間に発生した紛争について、都は一切の責任を負いません。
- 3 都は本フォームについて、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有用性、特定の目的への適合性、使用機器との適合性、欠陥及び瑕疵、権利侵害等を含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。
- 4 本フォームは予告なく運用の停止、中止、中断することがあります。なお、このこと

よる利用者の損害については、一切の責任を負いません。

- 5 本フォームに掲載された内容について、予告することなく名称や内容等を更新等する  
場合があるほか、時間の経過により掲載情報と実際の状況に差異が生じる場合がありま  
す。
- 6 本フォームを利用するにあたっては、当免責事項を承諾したものとします。

#### 第4条 禁止事項

本フォームの利用において、次の各号に掲げる行為を禁止します。

なお、申請者が禁止行為を行ったと認められる場合は、都は、申請者に対し、事前に通知  
又は催告することなく、登録情報を削除することができるものとします。ただし、都は、常  
時本フォームを監視する義務を負うものではありません。

また、申請者がその責めに帰すべき理由により、都又は第三者に対し、損害を与えた場合、  
その責を問われる場合があります。

- 1 本フォームの運営を妨げ、支障をきたす又は信用を毀損する行為
- 2 虚偽又は事実と異なる情報を登録する行為
- 3 本フォームに関連するか否かを問わず、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成  
11年法律第128号）第2条第4項に規定する行為
- 4 ウイルスに感染したファイル、マルウェア等、有害なコンピュータプログラムを送信、  
又は書き込む行為
- 5 他者へのなりすまし行為または、不正な目的を持って本フォームを利用する行為
- 6 プライバシー、知的財産権等を含む都及び第三者の権利を侵害する行為及びその恐れ  
のある行為
- 7 本フォームの利用により、反社会的勢力に直接又は間接に利益を供与する行為
- 8 法律、法令、条例もしくは公序良俗に反するまたはその恐れがある行為
- 9 上記各項目に該当する外部サイトへのリンク記載や画像を発信する行為
- 10 その他、東京都が不適切と判断する行為

#### 第5条 利用規約の改定

本規約は、都の判断で、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を改定するこ  
とがあります。

本規約の改定後に、利用者が本フォームを利用したときは、本フォームを利用して登録  
した情報すべてについて改定後の利用規約に同意したものとします。

#### 第6条 本フォームの終了

本フォームは、東京都が終了すると判断した際に、事前の予告なく終了することがあり  
ます。

## 第7条 準拠法及び管轄裁判所

本規約は日本法に準拠します。また、利用者と東京都の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 本フォームに関するお問合せ

東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部つながる東京推進課

メールアドレス：[tokyo\\_machidukuri@ml.metro.tokyo.jp](mailto:tokyo_machidukuri@ml.metro.tokyo.jp)

令和6年9月25日制定